

和歌山県空家等対策推進協議会(第5回)議事録

開催日時：平成30年5月21日(月) 14:10～15:00

開催場所：ホテルアバローム紀の国

出席者：委員(46名)平田委員、柳川委員、南委員

行政(県8名、市町村49名、法務局2名)

オブザーバー(5名)

事務局(5名)森田都市住宅局長、浦部建築住宅課長、明石副課長、
前山班長、尾高主査

決定事項

◆議題1 資料1「空家等相談体制の整備・充実に関する進め方等」について

- ・協定書について、以下の内容の補足説明を行った。

空家等とは・・・空き家特措法で定義された「空家等」に加え、常態となるおそれのあるものも含まれる。

所有者等とは・・・所有者、管理者また利害関係者や親族等も含む。

個人情報等の保護について、所有者等の相談者からの同意を得て相談員間での情報を共有し必要な提案につなげていく。

協定の有効期間について、今後協定締結団体や取り組み事項を加える可能性もあるので、まずは来年3月末で期限を切っている。

- ・空家等相談に係る体制の整備・充実について、下記のスケジュールで振興局単位の定期相談会を行うことで合意

平成30年10月、12月、平成31年2月の第二火曜日 13:30～16:00 各振興局等にて開催

- ・団体等が公表する専門相談員・相談窓口、協議会が公表する地域毎の相談体制フォーマット案、(仮称)和歌山空き家の利活用・相談マニュアル案、相談シート案については今後随時、事務局に対して質問等を頂きながら調整し完成させることで合意

ご意見

特に意見なし

報告事項

資料2 「空家等管理代行サービス普及に向けたアンケート結果」について

(県建築住宅課HPにて公表中)

高齢の空家所有者、また空家所在の市町村以外の所有者が多く見られること等から、管理代行サービスに対するニーズが内在するのではないかと推察できることを報告した。

資料3 「市町村の取り組みについて」

橋本市における空家相談会での相談内容について

かつらぎ町における「かつらぎ町空家等の適正管理に関する条例」制定について
以上を報告した。